

＝消費生活相談員のための判例紹介＝

いわゆる買取仮想劇場型未公開株詐欺事案（二次被害）で、株券発行会社が消費者との間で作成した強制執行認諾文言付公正証書に基づき行った強制執行（預金債権に対する差押）について、これを許さないとした事例。

東京地方裁判所立川支部 平成24年3月22日 判決 平成23年(ワ)第1387号 請求異議事件
弁護士 浅井 淳子 (東京弁護士会)

いわゆる買取仮装型劇場型未公開株詐欺事案（二次被害）で、事業者である株券発行会社（A社）が70代男性との間で作成した執行認諾文言付公正証書に基づき、強制執行（預金債権に対する差押）を行ってきた事案について、当該公正証書に基づく強制執行は許されないことを求めた事案である。判決で裁判所は、買取仮装業者（B証券）による詐欺を認め、B証券を第三者とし、A社を悪意とする第三者詐欺（民法96条2項）¹に基づく取消を認め、上記公正証書に基づく強制執行はこれを許さないとした。いわゆる未公開株詐欺の被害事案ではあるが、強制執行や公正証書という公的な制度を悪用したものに対抗するために提起した訴訟であることや行為の悪質性が際立つという点では比較的珍しい事案であろう。

公正証書とは

公正証書とは、公証役場で公証人に作ってもらう書面で、これにより単なる事実や日時を証明するところから、契約書や合意書、遺言書等、様々な書面を作成することができる。変わったものでは、専門的な実験結果がどのようなものであったかという事実を証明するために使用されることもある。

契約書や合意書を公正証書の形式で作成するメリットは、有効な内容の合意書を間違いなく作成することができるという点のほか、お金を支払ってもらう側（債権者側）としては、この公正証書に、「本証書に記載した金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行を受けても異議がない」という一文（強制執行認諾文言）を入れておくことで、単なる契約書や合意書を、確定判決と同じ効力をもつ書面²にまでいわば格上げすることができ、これにより、合意に従った金銭が支払われなかった場合、公証役場で執

¹ 第三者（本件ではB証券）から騙されて意思表示をしていることを相手方（本件ではA社）が知っている（=悪意）場合には、その意思表示を取り消すことができるというもの。

² これを「債務名義」という。民事執行法22条5号。

行文の付与³を受ければ、裁判手続等を経ることなく、直ちに強制執行の手続を取ることが可能となるという点である。

事案の概要

被害者は、当時既に3000万円弱の未公開株・社債まがい詐欺被害（当時は被害の自覚なし）に遭っていた70代男性（以下「原告」という。）である。

原告は、ある日、B証券と名乗る者から連絡を受けた。B証券は、原告保有の未公開株式・社債のほとんどすべてを原告の購入金額とほぼ同等の金額で買い取ってあげる、その代わり、顧客にA社の株券を欲しがっているが自己名義で購入できない人がいるので、A社の株式2000万円分を代理で購入してほしい、買取代金とA社株式の購入資金はあらかじめ原告の口座に振り込む、との話を持ちかけてきた。ただし、B証券から頼まれた代理購入であることを話すと購入を断られてしまうため、A社には伏せるように、とのことであった。

これを誤信した原告は、B証券から電話番号を教えてもらってA社に連絡を取り、2000万円分の株式の購入申込みをし、「株式取得申込契約」なる契約書を作成させられた。その後、この契約書をもとに①原告がA社株式200口分を2000万円で購入すること、②本証書に記載した金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議がないこと、③契約の内容に違反したときは違約金として譲渡代金の20パーセントに相当する金員を相手方に支払うことなどを記載した公正証書も作成させられた。

なお、原告は、公証役場に同行したわけではなく、A社と手を組んだ行政書士が原告に「あなたの代理人となって公正証書を作りますがよろしいですか」

³ 「執行文」とは、本件では、公正証書に執行力（強制執行に基づいて給付請求権を実現できる効力）があることを示すために、公正証書の末尾に付記する文言又はその文言が書かれた書面のことをいう。具体的には、「債権者は、債務者に対し、この公正証書によって強制執行をすることができる。」と記載されている。

などと電話してきたため、原告は公正証書の威力を知らずにそのまま依頼してしまったのであった。なお公正証書の原本は後日原告宛てに郵送されている。

その後、B証券とは連絡が取れなくなつたため、原告がA社に事情を説明したところ、A社の従業員は、「そんな人に株主になってもらつては困る」「契約解除をして、400万円の違約金をすぐに支払つてほしい」「すぐに払えないのであれば、兄弟親戚あたりにでも頼んですぐに支払え」などと原告を脅し、原告の子（30代）に電話して違約金を肩代わりするよう述べた。連絡を受けた原告の子が事態を察知し、原告に支払わないよう伝えたことから、原告はこれには応じずに済んだ。

その約1カ月後、原告宅に裁判所から債権の差押命令が届き、銀行口座が差し押さえられたため、本件請求異議訴訟を提起することになった。

なお、本件受任後、原告の他に東京近郊に3名の被害者（以下「Xら」という。）がいることが判明し、被害者それぞれの了承のもと、担当弁護士らと協力して訴訟を進めて行くことになった。

争点

本件の主な争点は、原告がB証券に騙されていることを契約書または公正証書の作成時点でA社が認識していたこと（A社の悪意）であった。

そこで、例えば、①他にもXらといった同様の被害者がいること（中には自宅不動産を差し押さえられた被害者もいた。）に加えて、②仮にA社が行った強制執行が奏功した場合、原告は株主となるが、A社のような小規模な会社において株主に対して強制執行という強硬な手段を取るのは極めて異常であること、③A社は、数枚の会社名義の領収証等を提出したのみで、その他の自社の株式価値を示す資料の開示を一切拒否していたが、A社がこれらの資料を提出・回答できない事実は、A社が原告の被害当時何ら正当な事業を営んでいない（すなわちA社の株式が無価値である）ことを示すものであり、A社と意思を通じない全く無関係の者らが原告に対し被告株式を2000万円もの大金を出して購入するなどと持ちかける可能性がない、あるいは著しく低い（すなわち、市場価値がない）ことを示す事実であるなどの主張を行い、これらの事実からA社は悪意であると主張した。また、Xらが作成させられた公正証書や訴訟記録等も証拠として提出した。

判決の内容

判決は、原告がB証券に騙されていたことを認定した上で、被告（A社）が原告からの電話や書面の連絡のみで1000万円以上もの多額の株式の買付に

応じる積極的な姿勢を示していること、原告やXらを合わせただけでも発行済み株式の約4割を、何ら縁故も面識もない70歳以上の高齢者に、A社の株式取得の理由や経緯等に関する質問もせず取得させようとしていること、A社が原告、Xら以外の相当数の者との間でも事案が類似する紛争を抱えていることなどの事実を認定し、「被告（A社）は、原告が株式の換金性その他、投資としての重要事項に関し、B証券、C証券（Xらを勧誘した買取仮装業者）その他の者の詐欺によって、錯誤に陥っている可能性を認識しつつも、強引にでも原告に株式買付金を支払わせて、自己の自由となる資金を確保するため、原告が錯誤によって意思表示することを容認、歓迎し、何ら原告の錯誤を是正することなく、かえって本件契約の締結や株券の交付で原告の誤信を強め、後日、原告が錯誤に気付いて、株式買取金を任意に支払おうとしなくなることを見越して、本件執行証書の作成等の措置も講じており、B証券による詐欺を容易にさせる行為をしており、被告（A社）には悪意があったと認めるのが相当」として、「原告が被告（A社）に対してB証券の詐欺を理由として本件契約の締結及び本件執行証書（公正証書）作成における意思表示を取り消すことができる」とした⁴。

評価

本件では、国民生活センターに対する弁護士会照会（いわゆる23条照会）の回答結果を証拠提出したことと、A社の被害者が原告やXらのみでなく、全国に多数存在することが明らかになり、立証のカギの一つとなった。相談員の皆様には、登場人物や業者の固有名詞や手口の詳細などを丁寧に聞き取り詳細にご報告いただくことで、同じ業者の被害事案においても有力な証拠となることを、是非、頭の片隅に置いていただければと思う。

振り返ってみると、A社従業員から脅迫的なことを言われたり、強制執行を受けたりと、通常の未公開株・社債まがい被害に比較して、より原告の精神的負担の大きな事件であった。

本件のように、形式を備え表面上一見真っ当たり見える契約が締結される場合には、警察署へ訴えても、民事には介入できないからと、当事者同士で話し合うよう促されるだけの場合も多い。形式的な部分に捉われすぎず、例えば本件では株主になる予定者に対して強制執行してまで金銭を支払うよう要求することなどあり得ないはずなどといった、本質的な不合理性を見抜くことなくしては、正当な被害者救済はなされないことを痛感させられる事件であった。

⁴ 判決文および詳細については、以下で紹介している。http://www.aoi-law.com/hanketsu.htm#4_top